

自動体外式除細動器貸出要綱

【沿革】平 18 . 5 . 12 西消局通達第 1 号〔制定〕
平 24 . 6 . 28 西消局通達第 3 号〔第 1 次改正〕

(趣旨)

第 1 条 市民が参加する訓練又は催物(以下「訓練等」という。)における突発的な心臓疾患等に対処し、設置促進を図る自動体外式除細動器(以下「A E D」という。)の貸出について、必要な事項を定める。

(A E Dの貸出)

第 2 条 貸出対象は、西宮市内の各種団体(以下「団体」という。)が市内で行う訓練等とし、その訓練等に医療従事者、応急手当指導員、応急手当普及員、普通救命講習修了者及び救命入門コース参加者が参加することを条件とする。

2 貸出の受付期間を、次の各号に区分する。

- (1) 自主防災組織等が実施する訓練等 2ヶ月前から
- (2) 自治会又は他の団体が開催する訓練等 1ヶ月前から

3 貸出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 借用を求める団体の主催者は、所轄の消防署所(以下「所轄署所」という。)へA E Dの利用状況を確認し、借用ができる状況である場合、A E D借用申請書(様式第 1 号)により借用の申請を行わなければならない。
- (2) 前号の申請による借用は、1日を限度とし、申請の期限毎、所轄署所へ返却しなければならない。また、連続した借用申請は2日までとする。
- (3) 借用の費用は、無料とする。
- (4) 所轄署所の担当者(以下「担当者」という。)は、A E Dの貸出に際し、A E D借用申請書の点検項目により、器材の確認を行わなければならない。また、A E D貸出処理簿(様式第 2 号)に必要事項を記載するとともに、所要の処理を行わなければならない。

(A E Dの使用等)

第 3 条 借用を受けた団体の主催者(以下「借受者」という。)は、訓練等でA E Dを使用する事案が発生した場合、A E D使用事案発生報告書(様式第 3 号)に使用した内容を記載し、所轄消防署長へ提出しなければならない。

(A E Dの返却等)

第 4 条 借受者は、A E Dの返却に際し、A E D借用申請書の点検項目により、器材の点検を実施しなければならない。

- 2 借受者は、前項の点検で異常があった場合、その内容をA E D借用申請書に記載するとともに、異常の内容を担当者に申告しなければならない。
- 3 担当者は、A E Dの返却に際し、A E D借用申請書の点検項目により、返却のA E Dを点検しなければならない。また、A E D貸出処理簿に必要事項を記載するとともに、所要の処理を行わなければならない。

(損傷等)

第 5 条 故意又は重大な過失による A E D の損傷は、借受者の責任により対応しなければならない。また、必要のない消耗品の使用は、借受者の負担とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令達の日から実施する。

A E D借用申請書

年 月 日		
西宮市 消防署長 殿	申請者 住所 氏名 ⑩	
自動体外式除細動器貸出要綱に基づき、A E Dの借用を申請します。		
団体名		
代表者名		
訓練、催物名称		
催物開催場所	西宮市	
A E D借用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
責任者住所		
責任者名・連絡先	電話	
普通救命講習等修了者名 (医療従事者名)		
備 考	申請受付印	
異常の有無	貸出時点検	ソフトケース 有・無 本体 有・無 付属品 有・無
	返却時点検	ソフトケース 有・無 本体 有・無 付属品 有・無

※ A E D借受時及び返却時は本申請書を持参して下さい。

借受者名	
返却者名	

A E D使用事案発生報告書

年 月 日

西宮市 消防署長 殿

報告者

住所

氏名

西宮市消防局A E D貸出要綱に基づき、A E D使用事案について報告します。

対象者	氏名	
	住所	
	生年月日	
事案発生	場所	西宮市
	日時	年 月 日 時 分
応急処置実施者	氏名	
	住所	
	電話	
事案概要		